

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 21
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) さらに、 <u>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせて「テレワーク・デイ」を定め、平成32年までの毎年、「テレワーク・デイ」に企業等が一斉にテレワークを実施すること等を呼びかけ、国民運動を展開する。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	テレワークの推進	
該当施策の背景・目的	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんの観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想されることから、会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: - 千円
		29年度予算額: - 千円
		28年度歳出予算現額※1: - 千円
		28年度決算額: - 千円
		使用割合: - %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
		—
該当施策概要	・総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4省庁)で連携し、普及・啓発活動を行う。 *テレワーク推進フォーラムの開催 *テレワーク関係府省連絡会議の実施 等 上記4省及び内閣官房・内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイと定め、普及・啓発を行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	183		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	15		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	経済産業省		
	商務情報政策局情報技術利用促進課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

今年からテレワーク国民運動を始動

年に向けたテレワーク国民運動プロジェクト（テレワーク・デイ）

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんの観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想される。会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることとしたい。（（例）17年1日、18年1週間、19年2週間、20年2週間×2（オリパラ期間中））
※2012年ロンドン大会時にロンドン交通局及び市がテレワークと呼びかけ、市内企業の8割がテレワークを導入した経緯あり。

- 2020年に向けて国民運動を展開するため、**2017年よりテレワーク・デイを毎年実施。**

- 経産省、総務省が中心となり、関係府省、経済団体、首都圏自治体、交通機関等を巻き込んで実施。

- **2020年までの毎年、東京オリンピック開会式開催予定日（7月24日）を「テレワーク・デイ」と定め、企業等が一斉にテレワークを実施する日とする。**

主催：総務省、経産省、厚労省、国交省、内閣官房、内閣府

共催：東京都、経団連、日本テレワーク協会

協力：テレワーク推進企業ネットワーク（※）、経済団体、テレワーク関係団体 など

取組み例：① テレワーク導入に積極的な大企業が、100人規模の一斉テレワーク（例：ワンフロアまるごとテレワーク）を実施。

② テレワーク導入を検討する企業が、7月24日に「お試しテレワーク」を実施。

- 初年度の取り組みとして、本年7月にイベントを実施。

・テレワーク・デイの国民運動化に向けた周知広報イベントを実施

・国家公務員も率先してテレワークを実施するほか、賛同企業などが一斉にテレワークを実施し、公共交通（鉄道）の混雑状況の変化などを検証。併せて、テレワーク実施企業における生産性や職員の満足度等の効果をアンケート調査。

※テレワーク推進企業ネットワーク：平成28年11月28日に、「総務省テレワーク先駆者百選」企業及び「厚生労働省 輝くテレワーク賞」受賞企業が参加し、自社の工夫やノウハウの紹介を通じて、これからテレワークを導入しようとする企業に、具体的なアドバイスを伝える体制を立ち上げ。平成29年1月現在、64社が参加。



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 22
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3) テレワークの推進 テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施やテレワーク導入経費の助成等を行う。 また、テレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報やセキュリティガイドラインの更新、専門家派遣などを行うとともに、「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助等を行う。 さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせて「テレワーク・デイ」を定め、平成 32 年までの毎年、「テレワーク・デイ」に企業等が一斉にテレワークを実施すること等呼びかけ、国民運動を展開する。 加えて、国と地方公共団体とが連携して、企業等に対し、テレワーク導入に係る情報提供、相談・助言等をワンストップで実施する総合的・一体的なテレワーク推進に向けた支援窓口として、「テレワーク推進センター（仮称）」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。 国家公務員について、平成 32 年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行うとともに、リモートアクセス機能の全府省での導入を行う。また、地方公務員について、テレワークの活用により多様なワークスタイルを実践している地方公共団体の取組事例等の収集・提供を行い、各団体の取組を支援する。
該当施策名 (事業名)	テレワークの推進	
該当施策の背景・目的	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野においても、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 35,000 千円
		29年度予算額: 25,000 千円
		28年度歳出予算現額※1: 25,000 千円
		28年度決算額: 24,980 千円
		使用割合: 99.9 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
—		

該当施策概要	すべての人が活躍できる社会の実現を目指すため、場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 このため、就労者を対象としたテレワークのアンケートを実施するとともに、テレワーク拠点の整備や公共交通機関でのテレワーク実施環境の整備に関する調査を関係省庁と連携し実施することで、多様なテレワークの普及促進を図る。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	181		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	16		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	国土交通省		
	都市政策課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

背景と課題

- ・「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）」において、テレワークの普及は、関係府省が連携し、普及啓発の推進やサテライトオフィスの整備等を通じて、KPIの目標値達成を図ることとしている。
- ・府省連携によるテレワークの推進には、現況や課題の共有が不可欠であり、毎年国土交省が各府省の意見をとりまとめながら、テレワーク人口実態調査を実施し結果を共有することで、府省連携によるテレワーク普及促進策が進められている。
- ・また、サテライトオフィスの整備等を効果的に進め、多様なテレワークを促進するためには、テレワーク拠点や公共交通機関におけるテレワーク環境の現状やニーズを把握し、環境整備に向けた検討を行うことが重要となっている。

H29以前実施内容

- ・H29年度は、雇用者のテレワーク実施環境について詳細に把握するため、テレワークの実施実態とあわせて、勤務先における勤務時間制度やテレワーク制度の内容等についても調査。
- ・サテライトオフィス等のテレワーク拠点について、整備動向や、地域の課題解決への活用方策等について調査

H30要求内容

1. テレワーク人口実態調査

- ・H29年度調査に引き続き、働き方の多様化に対応したきめ細かい調査を実施。
- ・テレワーク人口、テレワーカーの属性を把握する基礎的調査と併せて、属性別の課題把握のため、ターゲット（育児・介護者、モバイルワーカー等）を絞った、詳細調査を行う。

2. テレワーク拠点整備に関する調査

- ・自治体における協働ワークスペースのニーズや整備状況をアンケート等により把握、整備促進策について検討。

3. 公共交通機関と連携したテレワーク実施環境整備に向けた調査

- ・公共交通機関と連携したテレワーク環境整備に向けた調査検討。

施策の成果

- ・テレワーカーの実態等を公表し、テレワークの普及促進を図るとともに、政府目標達成状況の確認に活用。
- ・地域活性化等に活用可能なテレワーク拠点整備モデルの普及促進等。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 23
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目		(3)テレワークの推進 (前略) 加えて、国と地方公共団体とが連携して、企業等に対し、テレワーク導入に係る情報提供、相談・助言等をワンストップで実施する総合的・一体的なテレワーク推進に向けた支援窓口として、「テレワーク推進センター(仮称)」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。 (後略)
該当施策名 (事業名)	国家戦略特区のテレワークに関する援助	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるとともに、働く方が育児や介護等を理由とした離職をすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就労機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。 平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助」について規定されたことを踏まえ、国と地方自治体がそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行う。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 56,811 千円
		29年度予算額: - 千円
		28年度歳出予算現額※1: - 千円
		28年度決算額: - 千円
		使用割合: - %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		-
該当施策概要	地方自治体と連携し、相談窓口を設置するなどして、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇用環境・均等局		
	在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

平成30年度 雇用型テレワーク普及促進のための施策概要（雇用環境・均等局 在宅労働課）

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、テレワークガイドラインを活用した企業等の導入支援を行うとともに、引き続き、先進企業の表彰等を通じた気運の醸成やサテライトオフィスの活用方法の検証等を実施する。

1. 多様で安心でできる働き方（テレワーク）の普及促進事業（一部新規）

- ① テレワークガイドラインの周知啓発：平成29年度に刷新したガイドラインの周知（新規）
- ② 労働者向けイベントの開催：働く方に対して、テレワークのメリットを直接実感できるイベントを開催

要求額
19,062千円
(22,457千円)

2. テレワーク等の普及促進事業（サテライトオフィス活用モデル事業）

- 働く方の居住エリアの駅や保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置、利用を通じて、有効な活用方法を検証するためのモデル事業 **【首都圏に加え、大阪・愛知にも設置予定】**
- 有識者からなる普及促進委員会により、サテライトオフィス運営上の課題等を整理

要求額
289,680千円
(351,122千円)

3. テレワークの普及促進に向けた気運の醸成

- ① 企業向けセミナーの開催：ガイドラインを活用し、労務管理等に関する企業向けセミナーを開催（総務省と連携）
- ② 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」：テレワークの先進企業や、普及に貢献した個人等を表彰（総務省と連携）
- ③ テレワーク宣言応援事業：トップのテレワーク宣言に基づきテレワークを活用した企業の取組周知による普及促進

要求額
54,716千円
(49,742千円)

4. テレワーク相談センターの設置

- テレワーク導入・実施時の課題等について相談に応えるための相談センターを設置
- 専門家による訪問コンサルティングを実施

要求額
32,953千円
(55,775千円)

5. 国家戦略特区のテレワークに関する援助（新規）

- 改正国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域において、国と地方自治体が連携し、企業にテレワークの積極的な導入を促し、雇用の安定・継続の実現を図る **【支援センター3拠点の設置】**

要求額
56,811千円
(0千円)

6. 時間外労働等改善助成金（テレワークコース） ※職場意識改善助成金より改称

- テレワークを新規で導入または拡充しようとする中小企業事業主に対して、導入経費を助成
- 平成30年度からは支給上限を拡大（予定） **【1人あたり上限額(15万円→20万円)増】**

要求額
113,400千円
(72,000千円)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 24
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) 国家公務員について、平成32年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い、②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。また、地方公務員について、テレワークの活用により多様なワークスタイルを実践している地方公共団体の取組事例等の収集・提供を行い、各団体の取組を支援する。
該当施策名 (事業名)	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	
該当施策の背景・目的	地方公共団体が女性活躍推進法及び第四次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性職員の育児休業取得の拡大・ゆう活・フレックスタイム・テレワークの活用等)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 12,682 千円 の内数
		29年度予算額: 15,549 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の一つとして、テレワークの活用事例の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、テレワークの活用を含め各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2－3	行政分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	総務省		
	自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 25
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	①	<u>①育児休業等の取得促進</u> <u>育児休業等を理由とするハラスメント防止措置を企業に義務付けた改正育児・介護休業法(平成29年1月1日施行)の周知徹底を図るとともに、育児休業制度等の対象者への個別周知や、育児目的休暇の措置を事業主に求めることなどを内容とする改正育児・介護休業法の平成29年10月1日からの着実な施行を図る。</u> また、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業への助成措置や中小企業における育児・介護支援プラン導入プログラムを実施するなど、育児休業や介護休業の円滑な取得・職場復帰による継続就業を支援するための取組を進める。
該当施策名 (事業名)	改正育児・介護休業法の周知徹底・円滑な施行	
該当施策の背景・目的	改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、平成29年1月1日施行の改正内容及び同年10月1日施行予定の改正内容について、周知徹底を図る必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	改正内容の円滑な施行のため、パンフレット等の作成や、説明会の開催など、改正内容の周知徹底に取り組む。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	60、82、157		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	19		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇		
	雇用環境・均等局 職業生活両立課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

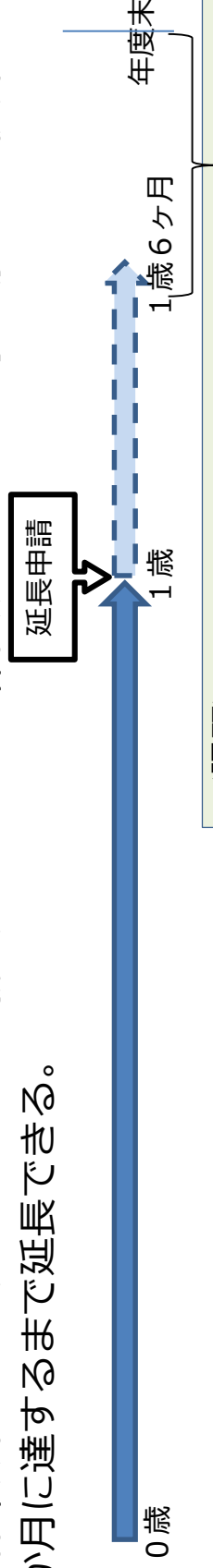
平成29年の育児・介護休業法の改正内容【平成29年10月施行】

(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号))

(1)育児休業の再延長(最長2歳まで)

現行の内容・課題

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

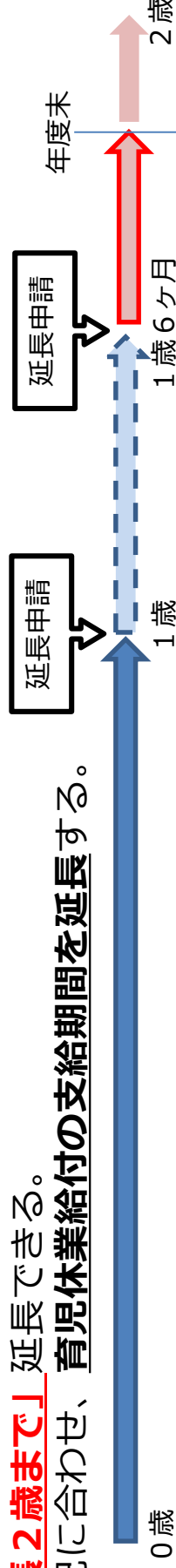


<課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

改正の内容

- 保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



(2)その他の改正内容

育児休業制度等の個別周知

- 事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業に関する定めの周知に努めることを規定。

育児目的休暇の新設

- 事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する

1. 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする
- 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

83

2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
 - ①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
 - ②子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては育児休業制度等の対象に追加する。

3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所			通し番号 26
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進	
小項目	(4)	(4)ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進	
細項目	①	①育児休業等の取得促進 育児休業等を理由とするハラスメント防止措置を企業に義務付けた改正育児・介護休業法(平成29年1月1日施行)の周知徹底を図るとともに、育児休業制度等の対象者への個別周知や、育児目的休暇の措置を事業主に求めることなどを内容とする改正育児・介護休業法の平成29年10月1日からの着実な施行を図る。 また、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業への助成措置や中小企業における育児・介護支援プラン導入プログラムを実施するなど、育児休業や介護休業の円滑な取得・職場復帰による継続就業を支援するための取組を進める。	
該当施策名 (事業名)		両立支援等助成金(女性活躍加速化コースを除く)	
該当施策の背景・目的		仕事と育児・介護の両立に関しては、以下の通り数値目標が掲げられている。 ・未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) * 第1子出産前後の女性の継続就業率 2015(27)年 53.1% → 2020(32)年 55% * 男性の育児休業取得率 2016(28)年 3.16% → 2020(32)年 13% ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定) 2020年代初頭までに介護離職をなくす これらを踏まえ、助成金の支給により事業主等の取組をさらに促進し、仕事と育児・介護の両立を容易にするための環境整備を進める。	
該当施策の政策手段の分類		—	法令・制度改正
		—	税制改正要望
		○	予算
			30年度要求予算額: 24,112,905 千円
			29年度予算額: 10,947,667 千円
			28年度歳出予算現額※1 25,823,227 千円
			28年度決算額: 24,499,173 千円
		使用割合: 94.9 %	
—		機構定員要求	
—		その他(具体的に)	
		—	
該当施策概要		仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、助成金を支給する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	53、62		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	18、22		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	2-4	経済分野
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 職業生活両立課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

※生産性要件を満たした事業主はく > の額を支給。 下線部は拡充部分。

育児休業等支援コース（拡充） 25.3億円

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給する。

①**育休取得時** ②**職場復帰時**：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

＜職場支援加算＞：育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合

③**代替要員確保時**：育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

＜有期契約労働者加算＞育児休業取得者が期間雇用者の場合

④**職場復帰後支援（拡充）**：法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入・運用した場合

①育休取得時	28.5万円<36万円>	
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時 (1人あたり)	47.5万円<60万円>	有期労働者加算9.5万円<12万円>
④ 職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

※①②は1企業2回まで（無期雇用者、有期雇用者）支給。③は1企業あたり1年度10人まで5年間支給。
④は子の看護休暇で1企業200時間<240時間>、保育サービス費用補助で1企業20万円<24万円>が上限

介護離職防止支援コース 6.4億円

「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組むとともに、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入した事業主に支給する。

①対象労働者が介護休業を1ヶ月以上取得し、復帰した場合

②対象労働者が介護のための勤務制限制度（所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務）を3ヶ月以上利用した場合

	中小企業	中小企業以外
①介護休業	57万円<72万円>	38万円<48万円>
②介護制度	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※①②とも1企業2回まで（無期雇用者、有期雇用者）支給

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に助成する。

	中小企業	中小企業以外
①取組かつ1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
②2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円<18万円> <u>14日以上 23.73万円<30万円></u> 1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	14日以上 14.25万円<18万円> <u>1ヶ月以上 23.73万円<30万円></u> <u>2ヶ月以上 33.25万円<42万円></u>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.5万円<18万円>

※2020年までの時限措置の予定。
※②は1企業当たり1年度につき10人まで。③は1企業1回まで。

再雇用者評価処遇コース 153.3億円

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給する。

	中小企業		中小企業以外	
	継続雇用 6ヶ月目	継続雇用 1年目	継続雇用 6ヶ月目	継続雇用 1年目
①再雇用者1人目	19万円 <24万円>	19万円 <24万円>	14.25万円 <18万円>	14.25万円 <18万円>
②再雇用者2～5人目	14.25万円 <18万円>	14.25万円 <18万円>	9.5万円 <12万円>	9.5万円 <12万円>

事業所内保育施設コース 19.7億円

労働者のための保育施設の設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を10年間助成する。

※「企業主導型保育事業」（内閣府）の新規受付期間中は、新規受付を停止しているため、既存の施設のみ助成。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 27
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	①	① 育児休業等の取得促進 育児休業等を理由とするハラスメント防止措置を企業に義務付けた改正育児・介護休業法(平成29年1月1日施行)の周知徹底を図るとともに、育児休業制度等の対象者への個別周知や、育児目的休暇の措置を事業主に求めることなどを内容とする改正育児・介護休業法の平成29年10月1日からの着実な施行を図る。 また、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業への助成措置や中小企業における<u>育児・介護支援プラン導入プログラム</u>を実施するなど、育児休業や介護休業の円滑な取得・職場復帰による継続就業を支援するための取組を進める。
該当施策名 (事業名)	育児・介護支援プラン導入プログラム事業	
該当施策の背景・目的	平成27年3月20日に閣議決定された「少子化対策大綱」において、育休復帰支援プランによる支援および助成金を支給することにより、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図ることとしている。 また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「介護に直面した労働者への休業からの復帰支援など、仕事と介護の両立に資する雇用環境の整備を行った事業主に対する支援を強化するとともに、事業主へのコンサルティングを提供する。」とされていることから、中小企業における育児休業・介護休業の取得および円滑な職場復帰による継続就労支援を行う。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 308,051 千円
		29年度予算額: 336,545 千円
		28年度歳出予算現額※1: 366,499 千円
		28年度決算額: 190,499 千円
		使用割合: 52.0 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の策定・利用を支援 ・「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の普及促進 ・セミナーの開催 ・個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行う育児・介護プランナーを養成し、プランナーによる事業主のプラン策定支援を実施 ・「介護支援マニュアル」(仮称)の作成	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	52、56、170、173		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	20－1、23		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 －大 項目	3－1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 －大 項目	－	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 職業生活両立課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

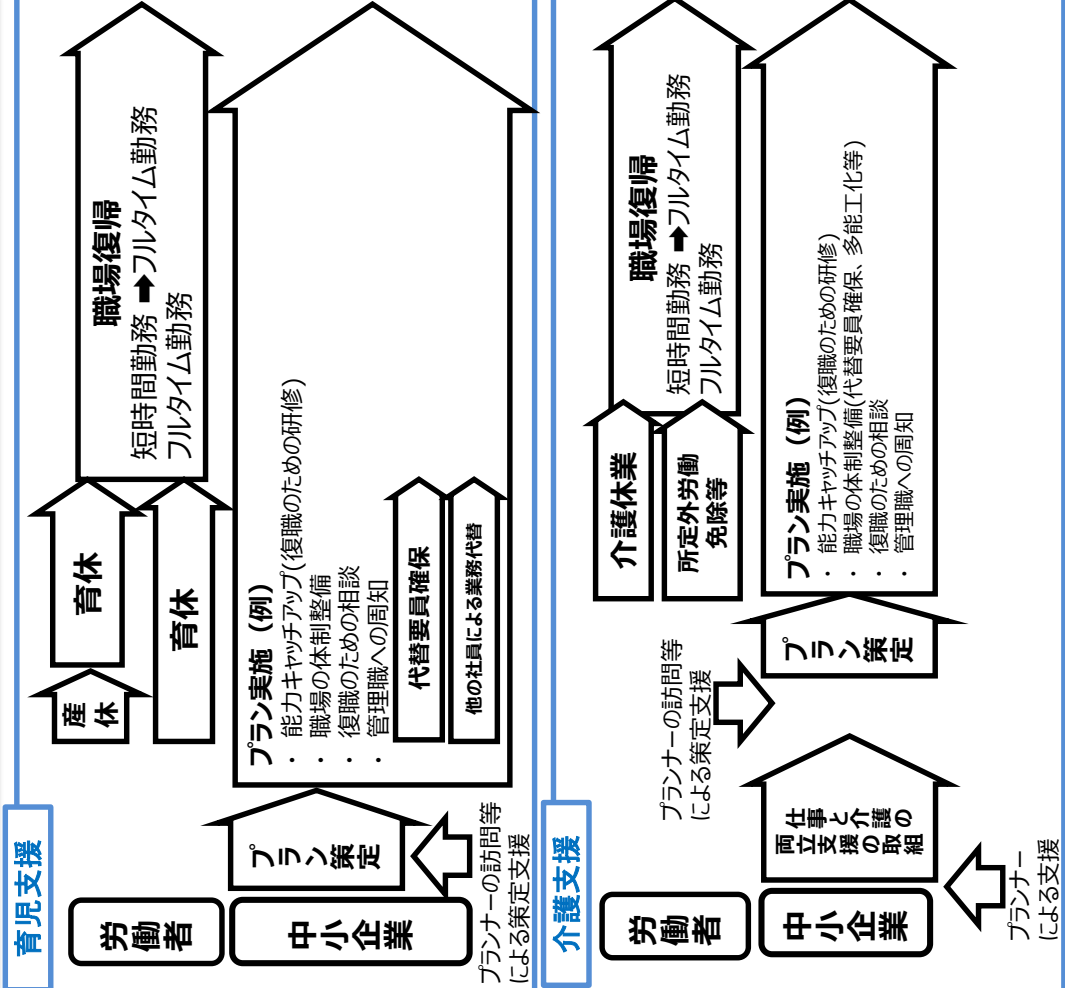
※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

- ◆ 中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育児復帰支援プラン」策定・利用を支援
- ◆ 介護離職の防止、介護休業の取得及び介護休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「介護支援プラン」の策定・利用を支援

事業内容

①モデルプランの普及促進及び介護支援マニュアル作成
中小企業における労働者の育児取得及び円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、「**育児復帰支援プラン**」モデルを周知し、その普及促進を図る。
また、介護離職の防止や、介護休業の取得及び円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、平成28年度に改定した「両立支援対応モデル」及び同年度に構築した「**介護支援プラン**」モデルを周知し、その普及促進を図る。
平成27年度に作成した「仕事と介護の両立支援実践マニュアル」を、「介護支援プラン」策定マニュアルと整理統合し、企業にとってより活用しやすい「介護支援マニュアル」（仮称）の作成を行う。

②プランナーの養成・活動支援
事業主の状況に応じたプランの策定を支援する「プランナー」を基礎・応用研修により養成する。
また、プランナーの円滑な活動のための支援を行う。
・基礎研修（仕事と育児・介護の両立やその支援策に係る基礎的内容）
・応用研修（企業の課題把握やプラン策定の実践的手法）



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 28
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	②	② 病気の治療と仕事の両立 がん等の病気を抱える患者が、それぞれの希望や能力、病気の特徴等に応じて最大限活躍できる環境を整備する。医療機関・主治医、会社や産業医、両立支援コーディネーターの「トライアングル型」のサポート体制を構築する。
該当施策名 (事業名)	治療と職業生活の両立等の支援対策事業	
該当施策の背景・目的	労働者の健康確保の観点から、事業者は、疾病を抱える労働者が就労によって疾病が悪化することのないよう、一定の就業上の措置や治療等に対して配慮を行うよう努める必要がある。 また、「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実行計画」等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図る必要がある。 このため、一般国民も含めた周知・啓発、両立支援コーディネーターの養成・配置、企業連携マニュアルや疾患別サポートマニュアルの作成等により、治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 1,350,333 千円
		29年度予算額: 1,007,671 千円
		28年度歳出予算現額※ 218,273 千円
		28年度決算額: 216,842 千円
		使用割合: 99.3 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
		—
該当施策概要	「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実行計画」等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図る必要がある。 両立支援コーディネーターの養成をはじめ、企業連携マニュアルや疾患別サポートマニュアルを作成する。また、経営者、人事労務担当者等向けのセミナー等を開催する。さらに、一般国民も含めた周知・啓発として広報活動を行うほか、地域での取組を推進するため、各都道府県に地域両立支援推進チームを組織し、治療と仕事の両立支援の普及を図る。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	1-1	長時間労働の削減等の働き方改革
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	労働基準局 安全衛生部労働衛生課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

産業保健活動総合支援事業費補助金（うち両立支援事業）

- 両立支援コーディネーターが医療機関（主治医等）と連携し、企業と労働者間の具体的調整を支援
- 両立支援コーディネーターによる相談対応・企業の個別訪問指導
- 地域窓口による相談対応
- 産業保健スタッフ、人事労務担当者、医療関係者への専門的研修、経営者等に対する啓発セミナー
- 両立支援コーディネーター及び両立支援指導医（仮称）の養成
- 両立支援コーディネーター講師養成研修（新規）
- 都道府県センターの体制強化（新規）

委託事業

- 「疾患別サポートマニュアル・企業連携マニュアル」を作成
- 治療と職業生活の両立支援広報事業

その他

- 地域両立支援推進チームの運営

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 29
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4)ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	③	③労働者のライフイベントに応じた配置 平成29年3月に公表した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」について、企業における転勤(転居を伴う配置の変更)の見直しのための参考として活用してもらうよう周知を行う。
該当施策名 (事業名)	「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知	
該当施策の背景・目的	平成27年12月24日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」において、「転勤の実態調査を進めていき、企業の経営判断にも配慮しつつ、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する『転勤に関する雇用管理のポイント(仮称)』の策定を目指す」とされたことから、29年3月30日に「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を策定し公表した。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	平成29年3月30日に策定・公表した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を厚生労働省のホームページに掲載するほか、労働局における周知を行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課			
	厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」

～事業主が従業員の転勤の在り方を見直す際に役立ててほしい資料（平成29年3月30日公表）～

《 事業主のニーズに対応 》

- ✓ 従業員の仕事と家庭の両立へのニーズに着目して、自社の転勤のあり方を見直したい
- ✓ 人材の確保、育成、能力発揮を、持続可能な形でやっていきたい
- ✓ 勤務地限定正社員などの「多様な正社員」制度を導入したい、又は、見直したい

《 主な内容 》

1. 転勤に関する雇用管理について踏まえるべき法規範

- (1) 配転命令権
- (2) 転勤に関連するその他の法規範

2. 転勤に関する雇用管理を考える際の基本的な視点

3. 転勤に関する雇用管理のポイント

(1) 現状把握

- ① 目的の確認
- ② 異勤の状況
- ③ 転勤に関する取扱いの状況
- ④ 異勤の目的・効果の検証

(2) 基本方針（転勤を実施する規模）

(3) 転勤に関する雇用管理の類型ごとの運用メニュー例

ア 勤務地を限定しないことを原則とする場合

- ① 転勤に関する対応や原則の明確化
- ② 転勤対象者への個別の対応

イ 勤務地の変更の有無や範囲により雇用区分を分ける場合

- ① 雇用区分の設定・運用の基本方針
- ② 処遇の均衡（賃金、昇進・昇格）
- ③ 転換制度

ウ その他（労働者が決定に関与する場合）

《 経緯 》

55 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
（平成27年12月24日閣議決定）

「転勤の実態調査を進めていき、企業の経営判断にも配慮しつつ、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する『転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）』の策定を目指す」

➤ 企業における転勤の実態を調査（（独）労働政策研究・研修機構）

➤ 「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定に向けた研究会を開催（平成29年1月～3月）

池田 心豪（独）労働政策研究・研修機構 主任研究員
(座長) 佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科 教授
武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部 教授
平野 光俊 神戸大学大学院経営学研究科 教授
山中 健児 石碕・山中総合法律事務所 弁護士

➤ 研究会の報告書（平成29年3月29日）を踏まえ、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を厚生労働省HPで公表

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 30
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(4)	(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
細項目	④	④個人の学び直し・復職・再就職支援 育児等で離職した女性の復職・再就職を促進するため、<u>専門実践教育訓練給付の対象となる子育て女性のための「リカレント教育」講座の増設や給付率と上限額の引上げを行うとともに、出産等で離職後、子育てでのブランクが長くなっても受給を可能とする(離職後4年以内→離職後20年以内)等のリカレント教育受講に対する支援を拡充する。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練のあり方研究事業(仮称)	
該当施策の背景・目的	子育て中の女性や在職者は、多忙な中で学び直しのための教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であることから、こうした課題を解決する講座の開講形態・教育手法や、企業側の時間的配慮のあり方につき調査研究・課題整理を行い、その成果を普及することで講座の開講を促進し、効率的・効果的な人材育成の推進を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 25,285 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	子育て女性等の時間の制約の大きい者にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等)について、企業等、教育訓練機関、受講者層に対しヒアリング・アンケート等による調査を行うとともに、「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につけられる」開講形態・教育手法についての仮説を形成する。また、仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講の促進を目指す(平成30年度～31年度)。(30年度予算) 子育て女性等の時間の制約の大きい者にとって受講しやすい講座の在り方について調査・仮説の形成を予定。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	53		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	3—5	再就職、起業、自営業等における支援
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	3—4	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

事業の目的

RESEARCH PROJECT FOR WORK-LIFE-LEARN BALANCE

- 働く方一人ひとりの職業能力を高め、労働生産性を引き上げることが、我が国の「働き方改革」実現のために重要。
- 一方、子育て中の女性や在職者は、多忙な中で教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であり、そうした者のための教育訓練は、開講形態に配慮がされており、かつ効率的な学習が可能であり、さらに、モチベーションの維持のための工夫が凝らされたものであることが必要。
- 本事業は、多忙な社会人にとっても受講しやすい講座の在り方（曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等）につき調査を行うとともに、そうした講座の開講のためのノウハウを把握、実際に新講座の開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講促進を目指すもの。
- 併せて、現在知見の蓄積が少ない「企業における、個人の自発的な学び直しに対する時間面での配慮、評価の在り方」についての研究や、現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題の分析等を行うことにより、今後の社会人の学び直しの一層の推進を図る。

【事業イメージ】

- 働く方の自発的なキャリア開発、社会人の学び直しのための教育訓練の実態等に知見を有する者を対象に、社会人向けの教育訓練講座が、どのような開講形態・教育手法等により行われることが効果的かについての調査研究事業を委託



働く方の自発的なキャリア開発、社会人の学び直しのための教育訓練の実態等に知見を有する者（シンクタンク等）

委託

厚生労働省

- 委託先において、教育訓練機関、企業、受講者層へのヒアリング等を通じ、子育て女性・在職者に相応しい講座の在り方の仮説を設定。仮説に基づく講座運営を行い、その結果を受講者側、教育訓練機関側、企業側からそれぞれ検証。

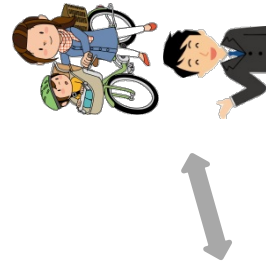
- 併せて、個人の学び直しに対する企業としての時間的配慮・評価の可能性や条件整備の方法、現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題等についても調査・分析を実施。

- 調査研究報告書を作成するとともに、調査研究の結果をもとに講座開講マニュアルを開発。マニュアルを広く周知することで、社会人が受講しやすい教育訓練講座の拡充を図る。

【調査研究のポイント（案）】

- 対象者が受講しやすい開講形態（土日・夜間/e-ラーニング）
- 対象者が必要とするスキルを効果的・能動的に学習することができる教育手法
- 対象者の「脱落」を防ぐフォローの手法
- それらを取り入れた教育訓練講座を円滑に開講するためのポイント
- 個人の学び直しに対する企業としての時間的配慮・評価の可能性、条件整備の方法
- 現行の教育訓練給付の講座指定基準に係る課題

仮説の設定・実証にあたり、企業、教育訓練機関、受講者層の協力を得る



H30

ヒアリング等による現状分析・仮説形成



調査研究の対象分野を決定 (例：子育て女性のキャリアアップ、医療・介護、IT、マネジメント等) **し、以下の①～④につき調査**

- ① 設定した分野における教育訓練の開講実態
- ② 当該分野における企業・受講者層からの講座ニーズ (訓練の開講形態・日時・教育手法等)
- ③ ②を踏まえた教育訓練を新たに開講しようとする際の課題・ノウハウ
- ④ 当該分野の企業における、個人の自発的な学び直しに対する評価、送り出しへの配慮の実態

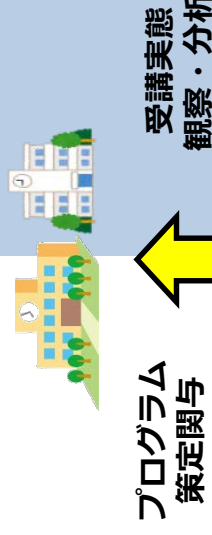
当該分野における「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につけられる」開講形態・教育手法についての仮説を形成

H31

講座開講・仮説実証

仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講 (10講座)

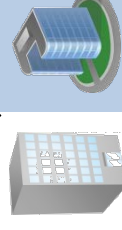
<開講例>
子育て女性の土日講座2、e-ラーニング2
IT企業社員向け夜間講座2、e-ラーニング2
医療分野従事者向け夜間講座1、e-ラーニング1



仮説に基づくものになっているかの確認

想定していた効果が生まれているかの確認 (受講者へのアンケート調査等も実施)

受講者送り出し要請



送り出し企業へのアンケート調査等も実施 (送り出しの感想、個人の学びを企業としてどう支援・評価しうるか、等)

成果物として、

- 調査分析報告書 (個人の学び直し推進のための政策提言を含む)
- 講座開講マニュアルの取りまとめ

成果物の全国的普及により、社会人が受講しやすい効率的な教育訓練講座の開講を促進